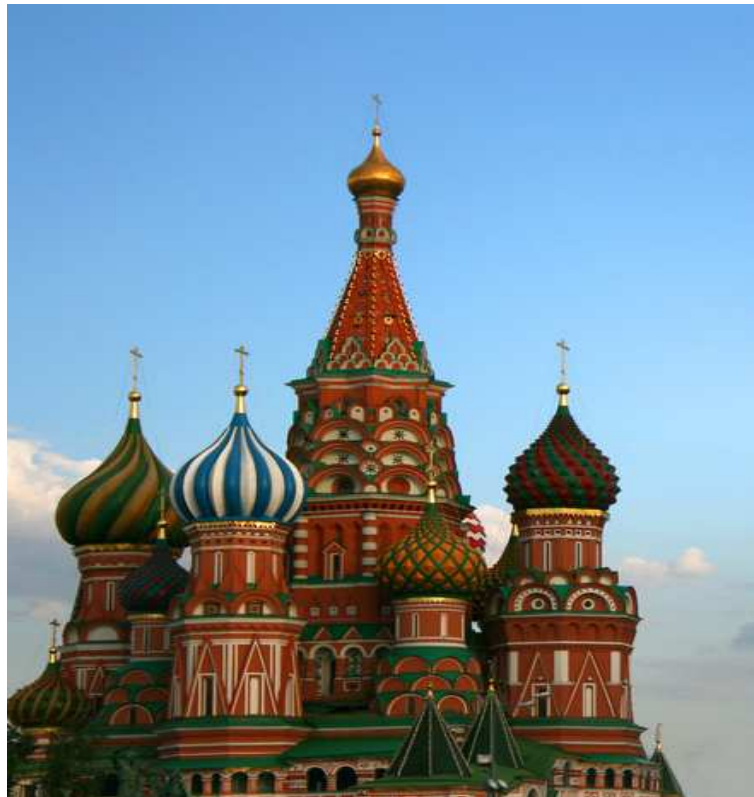


# ロシア駐在ハンドブック



読者の皆様へ

ロシア入国管理法は法制化されてからまだ日が浅いこともあり、現在も頻繁に改正が行われており、この傾向は今後暫く続く事が予想されます。このような状況のもと、従来細かな法改正に関する断片的な情報は入手することができましたが、ロシア入国管理法の基本的な内容を包括的にまとめた日本語での情報はありませんでした。そこでロシアへの渡航に関する全行程の指針として、本ハンドブックを作成することになりました。

「ロシア駐在ハンドブック」は、日本人のロシア領土内における滞在および就業に関し、ロシア入国管理法およびその実践についての概要を提供することを目的としています。本書はこれからロシアに行かれる方、既にロシアに滞在し就労している方の両者にとり有用な一冊です。

本ハンドブックの構成はロシア入国管理法を包括的に説明できるよう作成しています。「入国・出国用の必要書類と手続き」の章では、ロシアへの旅行手配と実際の到着に関する基本指針を説明します。「領事関連手続き」では、一般的な領事関連事項の概要を説明します。「滞在形態」では、旅行者から永住者に至るまでの主な滞在形態の概要説明、就労資格取得手続きについても詳細に説明します。「入国管理法違反」では手続きに違反した場合の罰則について説明します。「ロシア入国管理法の問題点」では、入国管理法および規程の履行に関する実践上の注意点に

ついて説明します。「参考資料」の章には、ロシア連邦領土内における外国人の就労資格取得手続を図表化しています。

ロシア入国管理法は頻繁に改正され、事前通知なく変更される場合もあることにご注意ください。従い実際の運用に際しては最新の法令状況につき適宜専門家に確認を取られることをお勧め致します。ご質問または不明点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

2010年1月

Timur Beslangurov  
Managing Partner  
VISTA Foreign Business Support

上村雅幸  
代表取締役 公認会計士  
(株)ミナト国際コンサルティング

## 目次

### 第一章 入国・出国用の必要書類と手続き

1. 入国関連手続き
2. 滞在登録届
3. 旅行制限
4. 出国関連手続き
5. 入国拒否と抗議権

### 第二章 領事関連手続き

1. 査証発行に関する必要事項
2. 査証の発行拒否および抗議方法

### 第三章 滞在形態

1. 観光
2. 私用
3. 留学
  - 1) 留学生の就労
4. 商用
  - 1) 許容される活動
  - 2) 扶養家族
  - 3) 資格変更
  - 4) 届出要件
5. 就労
  - 1) 適用法制度
  - 2) 一般条項

- 3 ) 外国人雇用枠の申請
- 4 ) 雇用許可申請手続き
- 5 ) 労働許可申請手続き
- 6 ) 招聘状申請手続き
- 7 ) 労働査証申請手続き
- 8 ) 複数回労働査証申請手続き
- 9 ) 届出要件
- 10 ) 扶養家族
- 11 ) 雇用主の義務
- 12 ) 税金問題
- 13 ) ロシア連邦領土内での就労
- 14 ) 就労の変更または終了
- 6 . 一時滞在許可
- 7 . 永住許可
  - 1 ) 永住権の登録
  - 2 ) 永住権無効
- 8 . ロシア国籍
  - 1 ) 一般的帰化
  - 2 ) 簡易帰化
  - 3 ) 二国籍
  - 4 ) ロシア出生の子供

#### 第四章 入国管理法違反

#### 第五章 ロシア入国管理法の問題点

#### 第六章 参考資料

## 第一章

### 入国・出国用の必要書類と手続き

- 1 . 入国関連手続き
- 2 . 滞在登録届
- 3 . 移動制限
- 4 . 出国関連手続き
- 5 . 入国拒否と抗議権

## 1．入国関連手続き

ロシア連邦に入国する意志のある外国人は、必ず有効な旅券またはその他認可証明書、および免除者以外は査証を所持していなければならない。ロシア連邦の入国港（空港）において、外国人は滞在目的と、滞在中、帰国またはその後の旅行のための十分な資金を所持しているかについて入国審査官から質問を受けることがある。入国に際し外国人は入国カードの記入もしなければならない。入国カードの A 部分は入国審査官が保持し、カードの B 部分はロシア出国の際に提出するため外国人に返却される。査証免除者としてロシアに入国した独立国家共同体（CIS）国民は、90 日までのロシア滞在許可証として移民カードを受領する。

## 2．滞在登録届

外国人がロシアに到着した 3 就労日以内に、その個人の滞在引受人は必ずロシア連邦移民局（FMS）の地方・地域事務局に到着通知書を届出なければならない。外国人がホテルに滞在する場合は、ホテル側が届出手続きの責任を持つ。

滞在引受人またはその正規代理人は、外国人の滞在先を管轄する地方・地域の FMS 事務局または連邦郵政公社の事務所に到着通知書を提出し、そこから FMS へ転送される。

FMS は、到着通知書と外国人の滞在許可期間について確認

を行い申請を処理する。到着通知書の半券は滞在引受人に返却され、引受人は半券の写しを一部保持し、もう一部の写しを外国人に渡す。外国人はロシア滞在中に所在地変更するたび、および再入国の際に新しい通知書を提出しなければならない。一時滞在許可証を所持する外国人は、毎年登録更新しなければならない。

外国人がロシアを出国後 2 就業日以内に、滞在引受人は FMS に出国を通知し、到着通知書の半券を提出しなければならない。

## 3．移動制限

ロシア連邦政府は、外国人の特定の非公開管理地域（主に、核兵器製造・保管・試験、放射性物質その他資材加工および軍事基地に関連する地域）への立ち入りを制限している。政府要請、投資その他の目的で非公開地域に立ち入る必要のある外国人は、非公開地域を監視する自治体から特別許可を取得しなければならない。自治体は外国人に入出許可証を付与するために、ロシア連邦保安局および国防省に対し承認申請を行う。

## 4．出国関連手続き

ロシア連邦から出国する外国人は、その個人の入国カードの B 部分を出国港（空港）の入国審査官に返却する。外国人がロシア連邦を出国後 2 日以内に、その個人の滞在引受人は連邦郵政公社を通じて、または直接ロシア連邦移民局（FMS）に到着・出国通知書を提出して、出国し

たことを通知しなければならない。

## 5．入国拒否と抗議権

外国人はロシア連邦への入国を拒否される、または下記事項に基づきその個人の査証を失効される場合がある。

- ・ 偽造文書を使用していた場合、または自分自身に関し、あるいはロシア連邦への入国目的に関して虚偽表示を行った場合
- ・ ロシアまたは国外で有罪判決を受けている場合
- ・ 過去二回以上ロシアの入国管理法および規制に違反している場合
- ・ 前回のロシア滞在期間に発生した税または罰金の支払いを怠った場合、または外国人のロシア連邦からの国外退去に関連する費用の弁済を怠った場合。ロシア政府は外国人が必要な支払を行うまで入国を拒否する権限を有する。
- ・ ロシア政府が、外国人を国家の安全あるいは公衆衛生を脅かすと思なした場合、または外国人の存在がロシア連邦において望ましくないと判断した場合
- ・ 過去5年以内にロシア連邦から国外退去を命ぜられている場合

入国拒否に対する抗議は出来ない。

## 第二章

### 領事関連手続き

- 1．査証発行に関する必要事項
- 2．査証の発行拒否および抗議方法

## 1. 査証発行に関する必要事項

ロシア連邦に入国するために査証を取得する必要がある外国人は、国外の自らの居住地を管轄するロシア大使館に申請しなければならない。一般的に申請は大使に直接提出するものであるが、領事官によっては郵送または指定代理人を通して申請書を受け取る場合もある。個人面接は担当者の裁量で要求される。しかし、申請手続きは査証発行担当部署により大幅に異なり変更も多いので、ロシア査証を求める外国人は、手続きと要求事項について個別に確認を取らなければならない。

査証申請には一般的に下記の書類を提出する。

- ・ 査証申請書。
- ・ 2 頁以上の査証用の空白頁があり、ロシア連邦滞在予定期間より 6 か月以上の有効期限を持つ旅券、但し申請する査証の種類によっては、さらに長期の有効期間が要求される場合もある。
- ・ 申請する査証の種類に該当する関連書類
- ・ 申請者がロシアに入国して 3 か月以上滞在する予定の場合、HIV/AIDS 検査証。検査証は査証申請までの 3 か月以内に発行されたものでなければならない。
- ・ ロシア移民規制に準じた医療保険の証明書。申請者はロシアの医療保険会社またはロシアに駐在員事務所のある外国企業の保険に加入する。
- ・ 眼鏡をはずし、申請者の旅券と同じ 30 × 40 ミリの申請者の写真 2 枚

- ・ 申請料の領収書

## 2. 査証の発行拒否および抗議方法

外国人は下記事項に基づき査証発行を拒否される場合がある。

- ・ 偽造文書を使用していた場合、または自分自身に関するいはロシア連邦への入国目的に関して、虚偽表示を行った場合
- ・ ロシアまたは国外で有罪判決を受けている場合
- ・ 過去二回以上ロシアの入国管理法および規制に違反している場合
- ・ 前回のロシア滞在期間に発生した税または罰金の支払いを怠った場合、または外国人のロシア連邦からの国外退去に関連する費用の弁済を怠った場合。ロシア政府は外国人が必要な支払を行うまで入国を拒否する権限を有する。
- ・ ロシア滞在の全期間を保証する医療保険を明示できなかった場合
- ・ 自分自身および家族のために、ロシア滞在期間中および公認された滞在期間終了時にロシアを出国するための、十分な資金を所持していることを明示できなかった場合
- ・ ロシア政府が外国人を、国家の安全あるいは公衆衛生を脅かすと思なした場合、または外国人の存在がロシア連邦において望ましくないと判断した場合

- ・ 過去5年以内にロシア連邦から国外退去を命ぜられている場合
- ・ ロシア連邦の法律で要求された場合、査証取得に必要な書類を提示できなかった場合

査証申請拒否に対する抗議は出来ないものとし、領事館は拒否の理由を示す必要ない。しかし外国人が拒否された後、再び査証を申請することは制限されていない。

## 第三章

### 滞在形態

- 1．観光
- 2．私用
- 3．留学
- 4．商用
- 5．就労
- 6．一時滞在許可
- 7．永住許可
- 8．ロシア国籍

原則として全ての外国人はロシア連邦入国の際に査証を取得する必要がある。基本的に外国人は、ロシア移民関係当局が発行する招聘状を事前に入手し査証申請を行う必要がある。査証免除者は独立国家共同体（CIS）指定加盟国の国民に限られている。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、モルドバ、タジキスタン、ウクライナ、ウズベキスタンの国民は査証なしでロシア連邦に入国できる。一時入国の場合は下記の「一般」査証が最も一般的に利用される。

- ・ 観光または家族訪問で入国する外国人のための観光および私用査証
- ・ ロシア国内での報酬を伴わない事業活動を行うためにロシア入国する外国人のための商用査証
- ・ ロシアの教育機関で修学するために入国する外国人のための留学査証
- ・ ロシア法人または登録外国法人に直接雇用された、または外国企業の支店、関連会社、駐在員事務所のロシア従業員として配属され、就労するためにロシアに入国する外国人のための就労査証

ロシアには永住を希望する外国人のために、その事前段階としての一時滞在許可という制度もある。

## 1．観光

観光目的でロシア入国を希望する外国人は一般観光査証を申請する。通常、申請は旅行代理店を通じて行われる

ことが多い。

個人または団体観光査証は、一般的に旅行証明書（バウチャー）およびロシア外務省認定の観光事業提供機関が発行する「外国人観光客の受け入れ確認書」の二つの書類に基づき発行される。

外国人には滞在期間30日の一回または複数回用の入国査証が発行される。滞在期間は延長できる。

## 2．私用

私用目的の査証は、ロシア国民の配偶者、子供または親を訪問するため、近親の葬儀あるいは墓参のため、また緊急医療を受けるためにロシア連邦に入国する外国人が取得できる。私用目的査証を取得するために、外国人はロシア国民、永住許可取得者または法的機関が発行する招聘状により査証を取得する。滞在引受人は、地方・地域のロシア連邦移民局（FMS）に申請する。

申請が認可されたら FMS は招聘状を発行し、これを滞在引受人が査証申請のため外国人に転送する。外国人はその後自らの在住国のロシア大使館に私用査証の申請を行う。

私用査証は一般的に一回または二回の入国に対し3か月間有効である。私用査証の期間延長は通常不可能である。しかし、例外的に外国人は10日までの延長が認められる



場合もある。延長申請は滞在場所を管轄する地方・地域の FMS 事務局に提出する。

### 3 . 留学

留学査証は、ロシア連邦の専門的職業訓練機関または高等教育機関での就学許可を受けた外国人が取得できる。留学査証は学位取得、語学授業または教育機関の職業訓練コースに出席するために使用される。

外国人はロシアの学術機関から支援を受けて招聘状を取得するが、外国人が軍事教育機関、国防省、連邦保安局その他の政府機関で就学する場合は、招聘状を請願しなければならない。招聘状取得申請のために支援機関は、管轄の地方・地域のロシア連邦移民局（FMS）に書類を提出する。

申請が認可されると、FMS は支援機関に招聘状を発行し、これは査証申請で使用するために外国人に転送される。査証申請は、支援機関からのサポートレターを添付し外国人の海外居住地を管轄するロシア大使館に提出しなければならない。

申請が認可されると、外国人は 3 か月間有効な一回入国査証を受領する。外国人は、査証の有効期間にロシア連邦に入国しなければならない。留学生が就学登録をすると、学術機関は外国人の代わりに留学査証を一年間まで延長申請でき、複数回の入国が許される。延長申請は地

方・地域 FMS 事務局に行く。外国人は就学コースが終了するまで一年毎に追加の延長をする資格がある。

留学生の就労 留学査証を保持している外国人は、ロシア連邦滞在中は就労査証を取得することなく就労する権利がある。学期中は外国人が出席している教育機関のみでしか働くことができないが、休暇中はこのような制限はない。

### 4 . 商用

許容される活動 商用査証は、ロシア国内で報酬を受け取らない事業または商業活動を行うためにロシア連邦に入国する外国人が取得できる。

許容される活動は下記である：

- ・ 会合、会議、見本市、オークション、セミナーへの出席
- ・ 合意書または契約書の交渉または署名
- ・ 政府機関の招待による会合への出席
- ・ 会社施設の設置、撤去、修理または補修のための国外企業の代理人としての入国
- ・ 購入する商品の調査または販売契約に準じた商品の購入と配達
- ・ 個人的な職業訓練および再教育課程への出席
- ・ 高等教育または職業訓練機関で講義を行う場合
- ・ 特定イベントを取材する外国記者として、または外国記者に技術協力を提供するために入国する場合

- ・ 乗務員または交通機関運転手として入国する場合

商用滞在は、たとえ短期であっても上記事項以外の活動を含む場合は、一般的に労働許可および就労査証が必要になる。また活動が上記事項に限定されていても、外国人がロシア企業に利益をもたらす、ロシア企業から報酬を受け取る、および/またはロシア企業から指示を受けられる場合は、労働許可が必要と考えられる。従って、上記事項のみから既定の商用滞在であるか否かを判断するのは難しいのが現状である。

商用査証は一回、二回または複数回の入国が可能である。二回までの入国商用査証は一般的に 90 日以内の滞在に有効である。複数回の入国査証は有効期間 6~12 か月で発行される。ロシアが EU、大韓民国その他諸国と交わした二国間協定に基づき、複数回の商用査証は 5 年間有効である。複数回の商用査証は、180 日の期間内における 90 日以内の有効滞在期間中は、回数制限なく入国可能である。商用査証の期間延長は通常不可能である。しかし例外的に外国人は、ロシア連邦滞在中に 10 日までの延長を地方・地域の FMS 事務局に申請することができる。

一般的にロシアの受入企業が、外国人の代わりに事業体の登記地を管轄する地方・地域のロシア連邦移民局(FMS)に、商用査証招聘状の申請書を出願する。受入企業はロシア連邦移民局(FMS)に登録する必要があり、これにより事業体の営業登録書類およびその他情報が記録に残さ

れる。事業体は各一年の登録期間中、複数回の支援申請が行える。但し EU 市民(英国とアイルランドを除く)については、2007 年 6 月 1 日以降は、EU(英国とアイルランドを除く)とロシアの二国間協定に従って、新規制により支援事業体は商用滞在予定者(EU 諸国から来る)宛てに、滞在目的と期間が特定され、自身の連絡先を記した招聘状を自ら発行することができるようになった。

申請が認可されると、FMS は支援者またはその正規代理人に招聘状を発行し、商用査証申請で使用するため支援者はこれを外国人に転送する。

査証申請は通常、外国人の国外居住地を管轄するロシア大使館に対し行われ、特に下記事項が含まれている必要がある：

1. 査証申請書
2. 2 頁以上の査証用の空白頁があり、ロシア連邦滞在予定期間より 6 か月以上の有効期限を持つ旅券
3. 支援者が取得できた場合の FMS が発行した招聘状、または滞在目的と期間が特定された支援者自身の連絡先を記して発行した招聘状
4. 眼鏡をはずし、申請者の旅券と同じ 30×40 ミリの申請者の写真 2 枚
5. 外交担当者の要請があった場合は、査証申請の出願前の 3 か月以内に発行された HIV 検査結果についての健康

証明書。申請者が複数回入国の商用査証により 3 か月以上滞在する目的でロシアに入国する場合は、通常は健康証明書が必要となる。

6. 滞在のための医療保険の証明書。申請者はロシアの医療保険会社またはロシアに駐在員事務所のある外国企業の保険に加入する。
7. 申請料の領収書

**扶養家族** 商用滞在者は、配偶者および 18 歳以下の未婚の子供を扶養家族として同行させることができる。一般的に支援事業体は本人に代わって、申請の一環として家族の招聘状も要求する。自分の旅券を所持している家族には個別の招聘状を発行する必要がある。招聘状を受け取った扶養家族は、商用査証の本人と共に居住地を管轄するロシア連邦大使館宛てに申請を出す。旅券のない子供については親の査証申請に含まれる。

**資格変更** 商用査証所持者はロシア連邦滞在中、別の移住資格に変更できない。外国人に代わって就労資格申請および就労査証用の招聘状が申請される際、本人がロシアに滞在していたとしても、その個人はロシアから出国して国外のロシア大使館に労働許可を申請し、就労前に再入国しなければならない。

**届出要件** 全ての外国人は該当する地方・地域の FMS 事務局に、ロシア入国から 3 就業日以内に到着通知を届出なければならない。外国人がロシア連邦のホテルに滞在

している場合は、通知要求に応ずる責任はホテルにある。

## 5 . 就労

### 1 ) 適用法制度

国際的に「lex loci laboris (労働地法)」と認識される原理に従って、ロシア労働法は全てのロシアで働く外国人に適用される。これはロシアの事業体で働く外国人および外国企業のロシア駐在員事務所または支店に配属された労働者に適用される。このような外国人被雇用者との労働契約は、ロシアの労働法と矛盾するものであってはならない。さらに、ロシアで働く外国人労働者は、ロシアの労働法規を遵守する必要がある。

### 2 ) 一般条項

ロシア連邦における外国人労働者の就労は、ロシア連邦移民局 (FMS) およびその他関係当局の厳格な規制に従う必要がある。ロシア政府は、毎年取得可能な労働許可および労働査証の上限数として地域別割当数を定めている。当該割当数は年ごとに大幅に変動することが多く、一年の途中で変わることもある。割当数はロシア連邦の地域によって、また特定の専門職、職業、国籍によっても配分が異なる。割当数を確保するために、雇用主はその年の 5 月 1 日までに、地域間情報ビジネスセンターに次年度の外国人雇用の必要性に関する情報を含む申請を提出しなければならない。申請提出を怠ると国家関係当局は雇用主の雇用許可手続を拒否することがある。

労働許可申請の主要基準はロシア滞在期間ではなく、外国人の行う活動の性質による。活動の内容が労働とみなされる場合は、労働許可は一日目から取得が必要となる。

就労のためにロシア連邦に一時入国する主たる方法は、一般労働査証の取得である。この査証は、外国人がロシアで被雇用者または請負業者として短期業務を行うことを許可するものである。一般労働査証は二つに分類される。(1)ロシア法人に直接雇用された外国人のための一般労働査証。(2)本国の雇用主からロシアの関連会社、駐在員事務所または支店で働くために派遣された駐在員事務所/支店従業員のための一般労働査証。

原則として外国人は、ロシアに登録したロシア企業に支援を受けて労働査証を取得しなければならない。しかし2007年1月15日の法改正により、ほとんどの独立国家共同体(CIS)加盟国の国民に対する就労資格要件は簡易なものとなった。独立国家共同体(CIS)指定加盟国の国民(アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギスタン、モルドバ、タジキスタン、ウクライナ、ウズベキスタン)の国民は、予定されている雇用主の支援なしに査証を取得できるようになった。そのかわり彼らは労働許可申請を、ロシアでの就労地を管轄する地方・地域のロシア連邦移民局(FMS)に自分で提出しなければならない。

査証取得者に付与される労働許可とは異なり、査証免除

のCIS国民への労働許可証を所持している者は、許可証を発行したFMS事務局の管轄地域のすべての雇用主の元での就労が許可される。しかしCIS加盟国でもグルジア、トルクメニスタン両国の国民は、全ての査証、就労および労働許可要件に従わなければならない。ベラルーシ国民は二国間協定に基づく労働許可または査証要件に従うものとする。

また、下記の査証を持つ国民は就労許可および労働許可要件を免除される。

1. ロシア永住権(永住権を持つ外国人)
2. 国外在住国民のロシア連邦への再移住を支援する政府計画のメンバー
3. 外交使節団および国際機関の職員ならびにその本国職員
4. ロシア連邦公認の報道記者
5. 休暇または空き時間に働く学生
6. 外国企業の従業員で、ロシア連邦に輸入された設備に関する補償・補償後の維持管理または設置業務のためにロシア連邦に入国する者
7. ロシアの学術機関(宗教団体は除く)から招待された講師、教師、公演者としてロシアに入国する外国人

労働許可の査証取得を支援するために、雇用主は一般的に、次年度に見込まれる外国人労働者の雇用枠申請に始まる、多段階の手続を取らなければならない。

次に、雇用主は雇用許可と呼ばれる、外国人を雇用するための一般的許可を FMS に申請しなければならない。雇用許可申請の可否決定において FMS は外国人雇用枠申請書を審査し、現地の労働市場状況の評価に関して現地労働関係当局と話し合い、その雇用に対し適格なロシア人労働者が存在するか否かを判断する。

申請が承認された場合雇用主は、所定時に就労を許可される外国人の人数の上限、その外国人労働者たちの職場での地位、および許可された外国人労働者の国籍を明記した許可証が交付される。次に雇用主は、外国人労働者の労働許可および同行家族全員の査証用の招聘状を、管轄地方・地域の FMS 事務局を通じて取得しなければならない。

最後に、雇用主から転送された招聘状を使用して、外国人と同行家族はロシア大使館に査証の申請をしなければならない。労働査証で外国人がロシア連邦に入国した場合、受入国雇用主は、一回入国労働査証を複数回労働査証に変更しなければならない、関係当局に外国人の就労を通知し、さらに外国人を移民局に登録しなければならない。

### 3) 外国人雇用枠の申請

現行の手続きでは、外国人を雇用する予定の事業体は一般的に、次年度に見込まれる外国人雇用の情報を申請し

なければならない。申請には、必要な外国人労働者の人数（採用の見込みのある許可免除の CIS 国民の人数も含む）、その職務、支払報酬および予定の被雇用者の身分が明記されていなければならない。これは企業幹部により署名・捺印される。

申請は 5 月 1 日までに、雇用主の登記地を管轄する地域間情報ビジネスセンターに行く。申請は現地労働関係当局の審査を受け、さらに 7 月 15 日までに地域関係当局は、特定地域における次年度の全労働許可人数に関して決定を下さなければならない。2009 年を例にとると、雇用主の労働許可申請数の合計は 140 万件（モスクワにおいて）に対し、モスクワ当局の認可数は 25 万件のみであった。残念なことに、特定の申請が認可されたか否かの情報は年末にならないと入らない。

特定雇用主の申請が認可されない、あるいは雇用主がさらに多くの労働者を必要としている、または雇用主が申請日までに登録を済ませていない場合は、部門間委員会（モスクワのみ可能）に追加の割当人数を申請し、外国人労働者の必要性を正当化することが可能である。委員会は 2010 年中 2 週間ごとに開催予定である。

しかし、雇用枠の対象外となる職務リスト（ロシア連邦政府により毎年認可される）があり、これにより被雇用者のための割当申請が適時に提出されなかったとしても、これらの職務に従事する外国人のための労働許可を申請

することが許される。

#### 4) 雇用許可手続き

査証の必要な外国人労働者に代わって労働許可および招聘状を申請するために、雇用主はまず雇用許可を取得しなければならない。雇用許可は毎年雇用できる外国人労働者の人数を制限しており、外国人が働くことのできる職業と地域を特定している。2008年7月公布の現行法に基づき雇用主は、国内労働者に欠員のある職務に応募する機会を与えるために、移民局に雇用許可申請を提出する30日前までに、地元の労働関係当局に欠員（外国人のための職務）についての申請情報を提出しなければならない。労働関係当局は30日の間に、欠員のある職務に合格と思われる失業中のロシア人求職者に雇用主の会社の面接を受けさせることができる。雇用主は、ロシア人の雇用ではなく外国人を採用する場合、正当な拒否理由を提示しなければならない。

30日後に雇用主の登記地を管轄する移民局に就労許可申請が提出される。雇用許可申請は一般的に下記事項を含む。

1. 雇用許可申請書
2. 雇用主の会社定款または基本定款
3. 雇用主がロシア法人として登録している場合、登記簿謄本及び公証コピーを三部
4. 雇用主が外国法人事業体の場合、その登記簿謄本の公証

コピーを三部

5. 雇用主の登記税納付書の公証コピーを三部
6. ロシア人雇用主が外国人労働者に提供した職務、義務、給料および雇用期間を記載した雇用契約書
7. 支援雇用主が国外の関連会社、駐在員事務所または支店から派遣された外国人労働者を受け入れる場合は、国外の雇用主と外国人の交わした労働契約書が必要になる。
8. 雇用主が雇用終了時に各外国人労働者の帰国費用を負担することを記載した保証書
9. 該当する国税の支払を証明する領収書

雇用許可申請は、労働関係当局の同意に基づき、移民関係当局により認可される。申請の最終認可が下りた場合は、FMSは有効期間一年までの雇用許可を発効する。許可には許可所持者が雇用できる外国人労働者の人数、その労働者が従事する職務、就労地が明記されている。有効期間内は、雇用主は許可証に記載の制限事項に従って、外国人労働者に代わって各人の労働許可を申請できる。受入国雇用主はその雇用許可を他の雇用主に移譲、または外国人労働者を他の雇用主に派遣してはならない。また雇用主に雇われた全ての外国人労働者は雇用許可に定められた割当人数から差引かれ、これにはCIS国民も含まれる。

#### 5) 労働許可申請手続き

労働許可はロシアで就労する外国人に発行される就労許可証である。雇用許可が発行されると、雇用主またはそ

の正規代理人は外国人のための各労働許可を申請できる。労働許可申請は、雇用主または正規代理人により地方・地域の FMS 事務局に直接提出される。申請は通常下記書類により構成される。

1. 労働許可申請書
2. 6 か月以上の有効期限を持つ、ロシア語翻訳の付いた外国人の旅券の写し
3. 公正なロシア語翻訳を付けた外国人の学位および卒業証書の、注釈つき合法的な写し
4. 外国人が HIV、結核およびその他の法定伝染病に罹患していないことを証明する認定病院により発行された医療証明書。医療証明書が海外で発行された場合は、該当する国外関係当局からの注釈書とロシア語の翻訳を添付すること。
5. 眼鏡をはずし、申請者の旅券と同じ 30 × 40 ミリの申請者の写真 2 枚
6. 該当する申請料の支払を証する領収書

申請が認可されると、外国人の就労期間一年以内に有効な労働許可証が発行される。許可は支援雇用主による雇用および許可発行当局の管轄地内でのみ有効である。モスクワで発行された労働許可はモスクワでのみ有効である。

しかし 2007 年 2 月 17 日公布の政令により、労働許可のある地域から別の地域への適用が可能となった。その期

間は労働許可証の有効期間内の 10 暦日を超えないものとする。特定の職務を持ち頻繁に移動が必要な外国人は、労働許可証の有効期間中ロシア国内全域を合計 60 暦日まで移動することが許される。この場合の職務肩書の正規名称は政令に明記されている。

## 6 ) 招聘状申請手続き

労働許可証が発行されると、雇用主は外国人と同行家族に代わって FMS に招聘状の申請をしなければならない。招聘状は外国人本人と同行扶養家族の査証申請の基準となる。

招聘状申請には一般的に下記の書類の提出が必要となる。

1. 招聘状申請書
2. 外国人の旅券と在住許可証(該当の場合)の写し。旅券は入国日より 18 か月以上の有効期間を持つものでなければならない。
3. 雇用者の有効な就労許可証の写し
4. 被雇用者の有効な労働許可証の写し
5. 雇用者からの外国人就労の条件を定めた書状
6. 外国人がロシア連邦内で外国人を制限している地域への立ち入りが必要な場合は、ロシア連邦保安局から発行されるその地域への外国人の進入許可証
7. 外国人が家族を同行する場合：
  - ・ 各家族の旅券の写し
  - ・ 外国人本人とその配偶者の結婚証明書の公証コピー

ーにロシア語の翻訳を付けたもの。証明書には両者の氏名が明記されていること。

- ・ 子供の出生証明書の写しにロシア語の翻訳を付けたもの。証明書には両者の氏名が明記されていること。

#### 8. 該当する申請料の支払を証する領収書

申請が認可されると、移民局は雇用主に招聘状を発行する。これは査証申請のために外国人と家族に転送される。

#### 7) 労働査証申請手続き

外国人は FMS から招聘状を受領した後、国外居住地のロシア大使館に労働査証の申請ができる。

査証申請には下記の書類の提出が必要である。

1. 査証申請書
2. 2 頁以上の査証用の空白頁があり、ロシア連邦入国予定日から 18 か月以上の有効期限を持つ旅券
3. FMS が発行した招聘状
4. 外国人の有効な労働許可証の写し
5. 外国人の有効な雇用許可証の写し
6. 査証申請の出願前の 3 か月以内に発行された HIV 検査結果についての健康証明書
7. ロシア移民規制に準じた医療保険の証明書。申請者はロシアの医療保険会社またはロシアに駐在員事務所のある外国企業の保険に加入する。
8. 眼鏡をはずし、申請者の旅券と同じ 30 × 40 ミリの申請

者の写真 2 枚

#### 9. 申請料

申請が認可されると、外国人は有効期間 3 か月の一回入国査証を受領する。外国人は、査証の有効期間にロシア連邦に入国しなければならない。外国人がロシア連邦に入国すると、雇用主は雇用契約の期間内、労働査証の一年以内の延長を FMS に申請できる。

#### 8) 複数回労働査証申請手続き

ロシア到着時および一回入国査証が失効するまでに、外国人は労働許可の有効期間中に、自分の一回入国用労働査証を複数回用査証に変更しなければならない。申請書は雇用主が地方・地域 FMS 事務局に提出しなければならない。

複数回用査証申請は一般的に下記の書類の提出が必要である。

1. 査証申請書
2. 外国人の旅券の原本、旅券は 18 か月以上有効でなければならない
3. 外国人の有効な雇用許可証の原本
4. 外国人の有効な労働許可証の原本
5. 支援雇用者からの外国人就労の条件を定めた書状
6. ロシア人雇用主が外国人労働者に提供した職務、義務、給料および雇用期間を記載した雇用契約書



7. 眼鏡をはずし、申請者の旅券と同じ 30 × 40 ミリの申請者の写真 1 枚
8. 外国人が家族を同行する場合：
  - ・ 各家族の旅券の原本
  - ・ 外国人本人とその配偶者の結婚証明書の公証コピーにロシア語の翻訳を付けたもの。
  - ・ 子供の出生証明書の公証コピーにロシア語の翻訳を付けたもの。証明書には両者の両親の氏名が明記されていること。
9. 該当する申請料の支払を証する領収書
10. 滞在登録届の写し

申請が認可されると、移民局は一年以内の指定期間有効な複数回用査証を発行する。

### 9) 届出要件

雇用主は、地域の労働関係当局と FMS に外国人のロシアでの就労を報告しなければならない。外国人が査証免除者の場合、届出は就労後 10 日以内になさなければならない。外国人が査証要件に従う場合は、労働関係当局への届出は就労日から 30 日以内に行われなければならない。税務局への届出は就労後 10 日以内に行われなければならない。許可所持者が就労を怠った場合または就労が許可失効前に終了した場合、雇用主は FMS に通知する必要がある。その場合 FMS は許可を取り消す権利を持つ。外国人が退職する場合は、雇用主は FMS と税務局に通知しなければならない。

### 10) 扶養家族

外国人本人は、配偶者および 18 歳以下の未婚の子供を扶養家族として同行させることができる。一般的にロシア企業は、本人に代わって申請の一環として家族の招聘状も請求する。自分の旅券を所持している家族には個別の招聘状を発行する必要がある。招聘状を受け取った扶養家族は本人と共に、居住地を管轄するロシア連邦大使館に査証申請を出す。旅券のない子供については親の査証申請に含める。扶養家族は同行者なので就労は許されないが、自分で労働許可と労働査証の取得をする場合は支援を受けることができる。

ロシア連邦で子供が出生した場合、両親はロシアにある本国の領事館に新生児の国籍取得申請をしなければならない（個別旅券の発行または子供を親の旅券に含む）。個別旅券を持つ場合、子供にはロシアを出るために出国時に出国査証を発行しなければならない。その後も個別の招聘状、ロシア国外の大使館から 3 か月の一回入国査証を取得しなければならない。またそれをロシア連邦に戻った時に複数回査証に変更する必要がある。子供が親の旅券に含まれる場合は、扶養家族の同行を示す親の査証の更新版を作成しなければならない。

### 11) 雇用主の義務

主要なロシアにおける労使関係は労働法で規定されている（労働者の雇用および解雇、労働条件、労働時間、休日規定、出張、給料支払、職場の安全等）。外国人労働者

の就労は、ロシア人労働者の就労と同じ方法で文書化されなければならない。これにより雇用主である会社は、ロシア法の要件に従って外国人労働者の個人記録文書を収集しなければならない。

ロシア法では外国人労働者の就労に関する文書を要求しており、その基本文書は、労働許可証、それに伴うロシア労働法を適用した雇用契約（またはロシア民法に準拠した業務契約）、その他作成を義務付けられている個人記録文書である。具体的には以下のとおりである。

#### 労働許可

雇用主はロシアでの労働活動が始まる前に、外国人労働者に労働許可証（プラスチック・カード）を手渡さなければならない。つまり雇用契約は、労働許可証（プラスチック・カード）が実際に取得され、外国人労働者が署名した受領書に基づいてそれを受け取った後に効力を発するということである。

#### 雇用契約

労働法は、雇用契約上に記載しなければならない事項を定めている（例：雇用期間および所定期間の雇用契約を交わす理由、就労地、開始日、地位、給与規程等）。これら必須事項に加え、相互合意により雇用契約に幾つかの任意条項（例：試用期間、守秘義務規程、労働法に比較して労働者の地位を下げるものがないその他の条件）を含めることが認められている。

外国人と外国企業とで交わした雇用契約がロシア労働法と矛盾する場合は、ロシア労働法が優先される。雇用契約で規定した外国人労働者の地位は、労働許可証に明記された職務名に厳格に従ったものでなければならない。雇用主が労働許可の地位と異なるものを労働契約に記載した場合は、移民局により外国人労働者の登録は違法であるとされる。

#### 労働手帳

雇用主は各被雇用者の労働手帳を正しく維持管理する責任がある。労働手帳は全ての外国人労働者のために発行される。労働手帳は過去および現在の全ての雇用主の名前、各被雇用者の地位、就労日と退職日および退職理由を含む、被雇用者の職歴についての公式文書である。労働手帳の形式と記録内容は厳格に規定されている。この正式要件に違反した記録は無効となる場合がある。

#### 辞令

被雇用者と国内雇用契約を交わすことに加え、外国人の就労は、正式辞令の発行を通して雇用主により内部的に文書化されなければならない。辞令の形式は規定されており、新しい被雇用者の氏名、地位、就労日と給料を含むものである。

#### その他義務的な個人記録文書

上記により雇用主の会社は、ロシア法の要件に準拠して

外国人労働者の個人記録文書を収集しなければならない。該当する場合は、雇用契約、辞令、労働手帳に加え、外国人の就労に関する下記の内部文書が発行されなければならない：個人情報ファイル、休暇辞令、給料変更辞令、退職辞令、出張辞令等。相互合意により国内雇用契約に定められた労働条件を変更する場合は、国内雇用契約の追加契約を交わさなければならない。労働法規違反に対する罰則は以下のとおりである：法人の罰金は、3万～5万ルーブル（約9～15万円）、または判決により雇用主企業の90日以下の業務停止。企業の該当する役員に対する罰金は、500～5,000ルーブル（約1,500～15,000円）。

## 12) 税務上の問題

国籍に関係なく個人は下記のロシアの個人所得税を支払わねばならない。

- ・ 個人がロシアの納税者、すなわち183暦日以上ロシアに滞在する者の場合は、全世界所得。
- ・ 個人が非居住者、すなわちロシア滞在が183暦日より少ない者の場合は、ロシア国内での源泉所得。

個人所得税は、下記例外を除くロシア納税者のほぼ全ての種類の所得に対し13%の税率が適用される：

- ・ 利子所得の上限（外貨で9%およびロシア貨幣で13%）に対し：35%
- ・ 金利なしまたは低金利貸付による利益（金利水準は上記

同様)および市場価格より安値または無料で利益を受けた場合：35%

- ・ 配当所得：9%

非居住者は全所得に30%の税率、ただし配当所得は15%。

個人所得税は源泉徴収を受ける。また源泉徴収が不可能な場合は確定申告による。申告書は4月30日までに提出されなければならない、7月15日までに納付する。

雇用主の税額は社会保険、医療保険および年金基金の負担額に基づく。年金負担額は雇用契約、業務/労働契約その他の契約に基づいて支払われる所得において発生する。

2010年雇用主の負担総額は下記より構成される：

- ・ 年次累積総所得の26%、但し41.5万ルーブルを上限とする（当金額を超える所得に対しては負担額なし）
- ・ 労災保険（0.2%～8.5%の社会保険基金により確定する利率、職務のリスク水準による）

ロシアに一時滞在中で一時的居住権も永住権も所持しない外国人（いわゆる駐在員）に関しては、労災保険以外の支払義務はない。

## 13) ロシア連邦領土内での就労

就労手続と労働許可手続は連邦法で規定されているが、

割当数構成やロシア領土内における許可発行の実際の手続きは難しい点もある。

割当数構成に関しては、全地域が2つに分類される：一つは、期日までに外国人雇用枠の申請をした企業に、要求された地位と国民にしか人数割当を与えない地域（サンクトペテルスブルグ、サハリン地域、ノボシビスク地域、ロストフ地域、サマラ地域、カルガ地域等）および二つ目は、割当申請に関わらず全ての企業が割当数を確保でき労働許可を申請できる地域（ハントゥイマンシースク自治区、ヤマールネネツ自治区、クラスノヤルスク地域、チェリャビンスク地域等）。

就労および労働許可発行手続きに関しては、主要な申請書類のリストが違うことに留意する必要がある。例えば、サハリン地域の移民局での労働許可手続きには旅券の全ページがロシア語に翻訳されていなければならないが、ロシアの他の地域では写真の付されたページのみで認められる。数年前にほとんどの移民局が学位/学歴に関する要件を変更しており、特に現在はロシア語翻訳だけでなくアポスティーユも必要になっている。しかし移民局によっては翻訳コピーのみで十分な所もある（モスクワ地域、スベルドロフスク地域、カンティマシン自治区）。書類形式面でその他の主な相違点は多くの場合ロシア法では規定されていないが、地方・地域の移民局（サンクトペテルスブルグ、サマラ地域、クラスノヤルスク地域等）の運用面の相違によることが多い。

#### 14) 就労の変更または終了

労働許可証の必要な外国人はロシア企業の下で、許可証で指定された地域でのみ就労できる。雇用主が営業を終了する、あるいはその雇用許可が失効または無効となった場合外国人は、雇用のための雇用および労働許可を取得している新しい雇用主と新しい雇用契約を交わすことができる。外国人が最初にロシア企業で働いており、他のロシア企業で新しい地位に就く場合（外国人が支店/駐在員事務所働いており、別の駐在員事務所/支店で継続して働く場合も同様）、新しい雇用主は外国人のための就労許可および労働許可を申請しなければならず、査証（新しい労働許可証発行の時にまだ有効であれば）は元の雇用主から新しい雇用主に移転できる。

いずれの場合も、雇用主または外国人が雇用を終了する、あるいは外国人がロシア連邦から退去命令を受けた場合、雇用主は外国人の出国に関する交通費およびその他経費を支払う責任がある。

#### 6. 一時滞在許可

一時滞在許可により外国人は永住権取得の一段階として、長期間のロシア連邦滞在が許される。一時滞在許可はロシア連邦が毎年設定する割当数に従う。しかし、ある種の外国人は割当数を免除され（投資額はまだ政府から承認されていないが）、これにはロシア連邦に資本投資をする予定の個人、ロシア国民の配偶者と他の家族、両親ま

たは子供がロシア生まれの個人である身体障害者、ロシア連邦領土で生まれた個人およびソビエト連邦共和国の旧国民、およびロシア軍部に勤務する外国人が該当する。

一時滞在許可を求める外国人はロシアでの居住地を管轄する地方・地域のロシア連邦移民局（FMS）事務局または国外のロシア大使館に申請する。その他の移民形態とは異なり、支援者は必要ない。

一時滞在許可申請には一般的に下記の書類の提出が必要である：

1. 一時滞在許可申請書を二部
2. 有効な旅券
3. 外国人が在住する国の政府当局が発行した無犯罪証明または身元保証書
4. 外国人が通常在住する国の国民でない場合は、永住許可証
5. 外国人がロシアの最低法定生活基準要件に見合う十分な資金または所得があるという証明書
6. 申請者が配偶者を伴う場合は、結婚証明書
7. 申請者が18歳未満の子供を伴う場合は、子供の出生証明書、旅券その他の身分保証書。また子供が14歳から18歳の場合は、公証の付いたロシア滞在に同意する子供の同意書を含むこと。
8. ロシア連邦または国外の許可医師が発行した医療証明書で、申請者が薬物中毒、HIV/AIDS、結核および性病

を含む特定の伝染病に罹患していないことを明示するもの。

9. 申請者が一時在住割当数から免除されている場合は、免除分類を示す書類。
  - ・ 申請者がロシア連邦での出生に基づいて申請する場合は、ロシア出生証明書またはソビエト連邦共和国の旅券中、当目的で認可可能な1974年発行の旅券。
  - ・ 申請者が身体障害者でロシアでの出生に基づいて申請する場合は、ロシア生まれの親、その出生証明書およびソビエト連邦共和国の旅券、ならびに申請者の身体障害を証する医療証明書。
  - ・ 申請者が身体障害者でロシア生まれの親との関係に基づいて申請する場合は、親の出生証明書およびソビエト連邦共和国の旅券、ならびに申請者の身体障害を証する医療証明書。
  - ・ 外国人がロシア国民のとの結婚に基づいて申請する場合は、配偶者の旅券と結婚証明書。
10. 申請者の写真4枚
11. 申請料の支払い領収書

申請の受領に基づき（申請者が直接、間接どちらかによって大使館に申請した場合）FMSは法適用、連邦保安、税および保健医療に関する各機関との交渉を含めて総合的な支援を行う。申請が認可されるとFMSはその決定を外国人に送る。

一時滞在許可申請が拒否される場合、FMS は拒否理由を述べねばならず、外国人は拒否通知受領後 3 日以内に抗議申請をしなければならない。外国人はロシア連邦に滞在する場合、連邦法で特段の定めがない限り抗議の審議中、滞在する権利がある。

申請が認可された時に申請者がロシアに滞在する場合は、自分で該当する地方・地域の FMS 事務局に許可証を取りに行かなければならない。申請が認可された時に申請者が国外にいる場合は、ロシア連邦の大使館に入国査証を申請できる。

査証申請には一般的に下記文書を提出する必要がある：

1. 査証申請書
2. 2 頁以上の査証用の空白頁がある 6 か月以上の有効期限を持つ旅券
3. 一時滞在許可申請通知
4. 眼鏡をはずし、申請者の旅券と同じ 30 × 40 ミリの申請者の写真 2 枚
5. 滞在のための医療保険の証明書。申請者はロシアの医療保険会社またはロシアに駐在員事務所のある外国企業の保険に加入することができる。
6. 大使館から要求された場合、査証申請の出願前の 3 か月以内に発行された HIV 検査結果についての健康証明書
7. 申請料

一時滞在許可が FMS に認可されると、領事官または大使館は 4 か月有効な一回入国査証を発行し、外国人はこの期間にロシア連邦に入国しなければならない。入国の 3 日以内に、外国人は旅券に一時滞在許可申請をしなければならない。許可証は 3 年間有効である。外国人がロシアでの就労を求めている場合は、雇用主は労働許可を取得して外国人を合法的に雇用することができる。

一時滞在許可所持者は許可証に指定された地域にしか滞在できない。外国人が転居する場合は、新しい管轄地域の地方・地域 FMS 事務局から新しい一時滞在許可を取得しなければならない（しかし、この制限は領事官、大使館および国際機関またはロシア連邦の認可を受けた報道記者には適用されない）。国外旅行をする場合は、許可所持者は各回に FMS から出国査証を取得しなければならない（ロシアが二国間協定を結んでいる諸国は例外とする。該当箇所の情報を参照のこと）。

一時滞在許可でロシアに滞在中の外国人は、毎年 FMS の登録記録を更新しなければならない。登録では、外国人はロシア連邦に引き続き滞在することを確認し、居住地の住所、就労、ロシア国外への旅行に関する情報を提供しなければならない。また自分の所得額とその支払元、納税記録その他の財務文書を提出しなければならない。自分あるいは扶養家族が政府援助なしで最低生活水準を保つことができない場合、一時滞在許可は無効になることがある。

## 7. 永住許可

18 歳以上の外国人でロシア連邦に一時滞在許可で一年以上在住している者は、永住許可を申請できる。親または法定後見人が 18 歳以下の外国人の代わりに永住許可を申請できる。永住許可所持者は、ロシア連邦のどこでも制限なしに居住および労働ができる。永住許可があればロシア国外へも査証なしで旅行できる。

永住許可申請者は、一時滞在許可の有効期限の 6 か月前までに滞在する地方・地域のロシア連邦移民局 (FMS) に書面による申請を自分で行わなければならない。

申請には一般的に下記文書を提出する必要がある：

1. 申請用永住許可証を 2 部
2. 2 頁以上の査証用の空白頁がある 6 か月以上の有効期限を持つ旅券
3. 外国人の有効な一時滞在許可証
4. 外国人がロシアの最低法定生活基準要件に見合う十分な資金または所得があるという証明書
5. 申請者の結婚証明書 (該当する場合)
6. 申請に 18 歳未満の子供を含めるまたは子供の代わりに申請する場合は、子供の出生証明書および旅券 (またはその他の身分保証書)
7. 申請に含むまたは代わりに申請する子供が 14 歳から 18 歳の場合は、公証付きのロシア移住に同意するとい

う子供の同意書を含むこと。

8. 本人と扶養家族の HIV 検査結果の証明書
9. ロシア連邦または国外の認可医師が発行した医療証明書で、申請者が薬物中毒、HIV/AIDS、結核および性病を含む特定の伝染病に感染していないことを明示するもの。
10. 申請者のロシア連邦における所在地の証明書
11. 申請者が配偶者、身体障害者、ロシア国民の身体障害のある子供に基づいて永住許可申請する場合は、該当する下記文書を提出しなければならない：
  - ・ 申請者が身体障害者で身体障害のないロシア連邦に永住するロシア国民の娘または息子を持つ場合は、ロシア連邦または旧ソビエト連邦が発行した子供の旅券と出生証明書を提出しなければならない。申請者はまた申請者の障害を確認できるロシア連邦の健康保険機関が発行する証明書も提示しなければならない。
  - ・ 申請者が身体障害のあるロシア連邦国民の親を持つ場合は、その親の出生証明書と旅券を提出しなければならない。申請者はまた申請者の障害を確認できるロシア連邦の健康保険機関が発行する証明書も提示しなければならない。
  - ・ 申請者の配偶者がロシアの永住権を所持している場合は、ロシア連邦の発行する結婚証明書と配偶者の旅券を提出しなければならない。
12. 30 × 40 ミリの申請者の写真 4 枚

申請が認可されると、外国人には永住許可証が付与され、5年間有効となる。許可証は5年毎に更新可能で、現行許可が失効する6か月まえまでに更新申請をしなければならない。

### 1) 永住権の登録

ロシアに永住する外国人は、国外から最初にロシア到着後またはロシア内の新しい居住地に到着後の、7就業日以内に登録しなければならない。

### 2) 永住権無効

FMSは下記状況の場合、永住権を無効とする：

1. 外国人がロシア連邦国外に6か月以上滞在する場合
2. ロシア連邦に入国後3年経っても外国人が永住の地を持たない場合
3. 外国人が自分または扶養家族の生計を立てる十分な方法を提示できない場合（外国人が身体障害者でない場合）
4. 外国人が他国の永住者になっている場合
5. 外国人が永住権を持つ国民と結婚するために入国したが、その結婚が無効と判断された場合
6. 外国人が重大な犯罪行為のために、ロシア連邦の治安を脅かすと見なされた場合
7. 外国人が永住権申請前の5年以内に、ロシア連邦から出国または国外退去の行政処分を受けている場合

## 8. ロシア国籍

18歳以上の外国人は、ロシア国籍を申請する資格がある。18歳以下の子供は親の帰化申請に含めることができる。外国人がロシア国籍を取得するには2つの方法がある：(1)ロシアでの居住または重要な貢献に基づく一般的帰化、(2)家族関連の簡易な帰化。各分類とも特定の資格基準および手続きを持つ。外国人は地方ロシア連邦移民局(FMS)事務局または国外の大使館に自分で申請できる。

### 1) 一般的帰化

一般的な帰化手続きでは、外国人申請者は帰化申請日前の5年間、ロシアの永住者として継続して居住していなければならない。この5年間に外国人が国外に滞在した期間は一年に3か月を超えてはならない。

居住要件は下記状況においては一年に減少される：

- ・外国人が科学、技術または芸術において重要な功績を上げた場合
- ・外国人がロシアに有益な専門的資格または専門的職業に従事している場合
- ・外国人がロシアにおいて難民または亡命者と認可された場合

居住要件に加えて、全ての帰化申請者は、ロシアの憲法および法律に従うこと、合法的な所得源があること、十分なロシア語能力を持つこと、および他国の国籍を放棄する申請をしたことを示さなければならない（この放棄は外国人が管理できるものではなく、また国際協定では



二国籍を持つことが許されている。2002年7月1日までにロシアに到着した外国人で、ロシアの永住権を取得していない者は、地方当局への登録日からロシア居住期間に含めることができる。

全ての一般的帰化要件は連邦政府の裁量において放棄できる。

## 2) 簡易帰化

特定の分類の外国人は一般的帰化要件が免除される。これに該当する者：

- ・ 少なくとも一方の親がロシア国籍を持ちロシアに住んでいる外国人
- ・ ソビエト連邦国籍を持ち旧ソビエト共和国に住んでいた、または現在住んでいるがその国籍を持たない者
- ・ 旧ソビエト共和国の国籍を持ち、2002年7月1日以降にロシアの学術機関で専門職以上の学位を取得した者
- ・ ロシアで生まれ、過去にロシア国籍を持っていた外国人
- ・ ロシア国民と結婚している外国人
- ・ 身体障害があり、ロシア国民である18歳以上の子供を持つ外国人

## 3) 二国籍

ロシア連邦入国管理法においては、ロシア国民は二国または複数国の市民権または国籍を取得することは禁じられている。しかし外国人がロシア国籍を申請する時、国際協定またはロシア法で規定されていない場合、または

外国人の以前の国籍の放棄が自らの意思に基づくものでなかった場合以外は、前の国籍を放棄しなければならない。外国人がロシア国籍の子供を養子にした場合、子供はロシア国籍を取得できる。外国人養父母は放棄により子供が国籍不明にならない限り、子供のロシア国籍放棄を申請することができる。

## 4) ロシア出生の子供

ロシア法は、出生による国籍取得を認めている。即ち外国人家族の子供は、ロシア連邦領土内で出生すると両親の国籍が子供には与えない場合には、ロシア国籍を取得することができる。

## 第四章

### 入国管理法違反

#### 1．外国人によるロシア連邦領土への入国規則違反またはロシア連邦領土における不法滞在(第18章第8項):

1) 移民登録規則、移動および滞在場所選択命令、ロシア連邦領土内の移動に関する違反に対し、ロシア連邦に滞在する権利を確認できる書類がなかった場合、またはそれを紛失した場合、およびこの事実について該当局へ通知がなかった場合。または既定の期間内にロシア出国を拒否した場合:

- ・ 外国人に対し 65~165 ドルの罰金および国外退去、または国外退去は免除

2) 入国および出国の目的に矛盾がある場合:

- ・ 外国人に対し 65~165 ドルの罰金および国外退去、または国外退去は免除

#### 2．外国人のロシア連邦領土内滞在に関する会社役員への罰則規定(第18条第9項):

1) 外国人のロシア連邦領土内における滞在および移動に関する規則、および滞在、移動およびロシア連邦出国手続き書類の規定の違反:

- ・ 会社役員に対し 1,330~1,660 ドルの罰金
- ・ 会社に対し 13,300~16,600 ドルの罰金

2) 移民登録規則違反:

- ・ 外国人に対し 65~165 ドルの罰金
- ・ 会社役員に対し 1,330~1,660 ドルの罰金
- ・ 会社に対し 13,300~16,600 ドルの罰金

3 .ロシア連邦領土内での外国人による就業規則違反( 第18条第15項 ):

1) 雇用許可承認のない労働の場合:

- ・ 外国人に対し 65~165 ドルの罰金
- ・ 会社役員に対し 830~1,660 ドルの罰金
- ・ 会社に対し 8,330~26,660 ドルの罰金または90日以内の営業活動一時停止

2) 労働許可承認のない労働の場合:

- ・ 外国人に対し 65~165 ドルの罰金
- ・ 会社役員に対し 830~1,660 ドルの罰金
- ・ 会社に対し 8,330~26,660 ドルの罰金または90日以内の営業活動一時停止

3) 税務署、労働局、移民局への通知がない場合:

- ・ 外国人に対し 65~165 ドルの罰金
- ・ 会社役員に対し 1,165~1,660 ドルの罰金
- ・ 会社に対し 13,300~26,660 ドルの罰金または90日以内の営業活動一時停止

## 第五章

### ロシア入国管理法の問題点

ロシア連邦の移住政策は他国同様、先住民の雇用先の確保および経済成長促進を図るために、外国人出張者、就労者に対する規定を定めている。しかし一方で入国管理法には不合理と思われる局面もあるのも事実である。

このため、例えば低賃金労働者の雇用主は労働者の雇用許可を入手する必要はないが、ロシア人がその仕事をできる場合は、有資格専門家でも労働許可は拒否されることがある。それにもかかわらずこの取り組みによりロシア内に多くの失業者が発生し、何百万人もの低賃金移民労働者がロシア人の職務に就いている。そのためロシア入国管理法の主な課題の一つは、外国人の異なる種類の労働許可手続きの方法を確立することである。現行法では労働許可を多種には区別しておらず、滞在許可と査証は外国人の社会的地位と活動の種類により分類している。それゆえに管理職/投資家レベルの外国人と低賃金労働者が同じ手続きを経なければならず、またこれには労働許可および労働査証の認可を受けるための一連の手続きも含まれる。

スポーツ選手、映画撮影のために来た俳優および女優、歌手、音楽家および特定のショー、一回または複数回興行のために来たサーカス芸人は、皆許可および査証を入手するために同様の段階を経なければならない。

投資家の立場も明白ではない。法律上は外国人投資家はロシアの一時滞在権を持つ。しかし投資額も投資種類も

特定されていないので、誰が本当の外国人投資家であるかは明らかでない。ロシアに会社を設立した外国人であっても、ロシア人と結婚して家族関係に基づいて申請しない限り、割当数制度のもとで労働許可を取得するのは困難である。一時滞在許可の申請に要する日にちも滞在期間に含まれるのは合理的ではなく、手続きも複雑である。ゆえにロシアで実際に雇用を創出する投資家は、本国からは労働許可が取得できないため、その投資を管理するためにロシアに滞在することができないという問題がある（割当数申請が出願されていない場合）。

現在では、労働許可は割当数制度に基づいて発行される。雇用主は移民局に次年度に必要な許可数について報告する。会社が必要な外国人の人数を正確に報告できない場合、追加申請は原則として拒否される。現在、2010年に必要な外国人労働者について申請を行った会社は全て、2010年に雇用予定の外国人労働者の数を減らすよう要請されているか或いは外国人を雇うことはできないと通告されている。

一般的に、労働許可申請に必要な書類をすべて入手することは難しく、特に追加書類が必要な場合は時間がかかる。まず卒業証書（学位）の提供を要求すること自体が問題である。また移民当局が、特にロシア在住の外国人にとって手配するのが非常に難しい、卒業証書にアポステイーユを付けることを求めるようになったため、この問題はさらに複雑になった。

労働許可手続きとは関連しない問題としては、査証についても注意が必要である。外国企業の駐在員事務所／支店では、外国人社員の代わりに商用査証を申請することが許されておらず、第三機関である旅行代理店に代行を頼まなければならない。

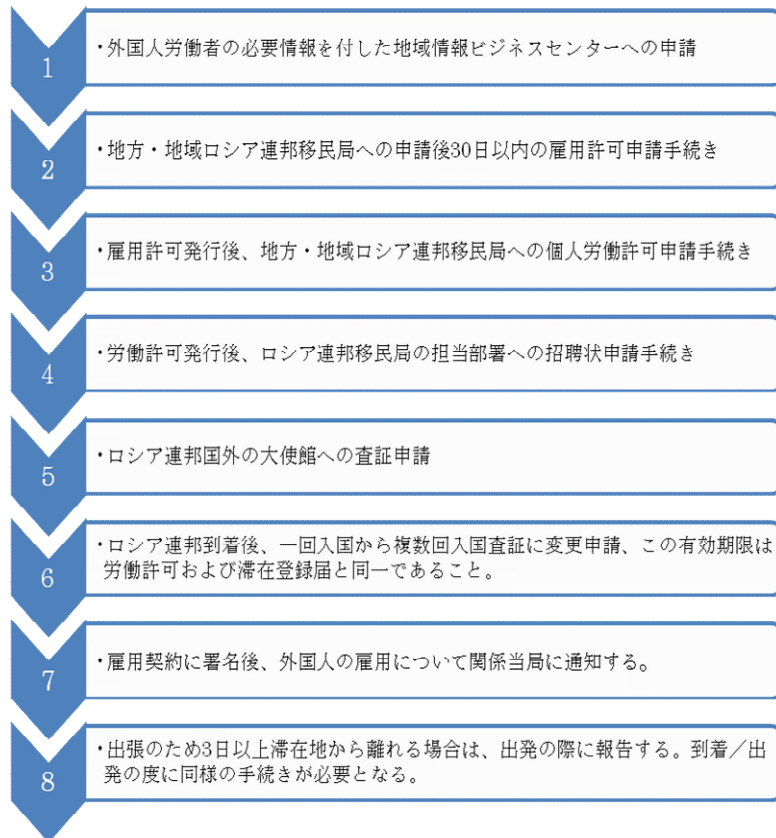
外国人はロシア連邦領土に到着および出国の度に滞在登録しなければならない、これは会社と移民局の双方にとって大きな負担となっている。

最後に重要なことは、現行法では外国人のロシア連邦内の出張は一年に10日以内でなければならない(但し2010年4月以降法令改正が行われる予定)。雇用契約で労働条件および当条項を規定すれば60日まで増加することが可能ではあるが、これは特定の職務にだけ適用可能である。

## 第六章

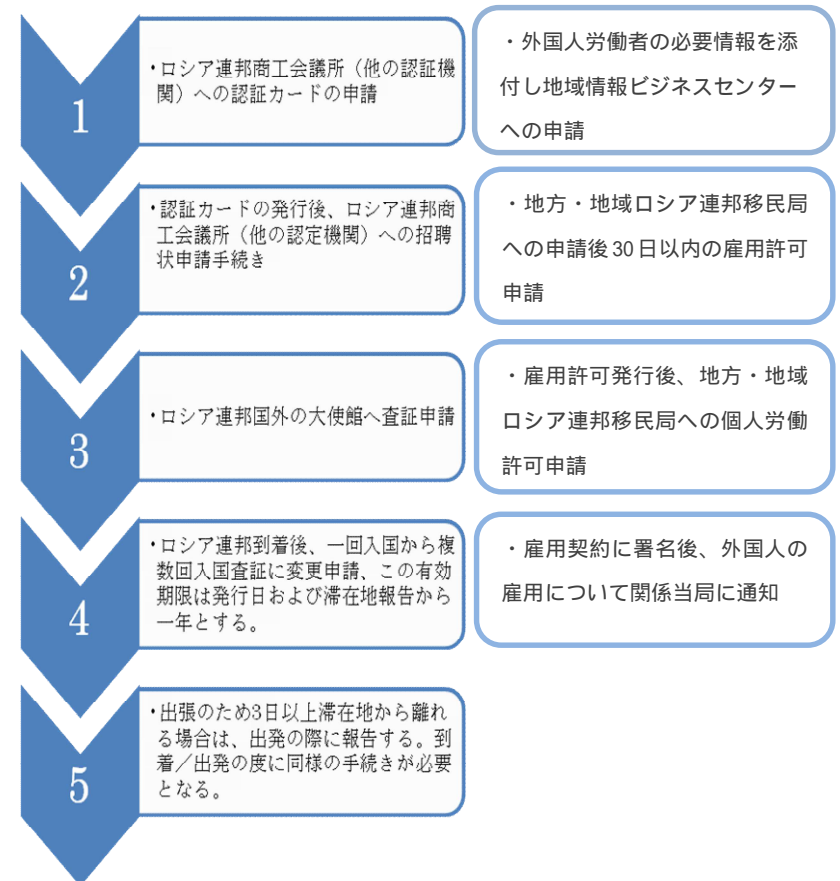
### 参考資料

## ロシア現地法人での外国人労働者就労手続



## 駐在員事務所 / 支店での外国人労働者の就労手続

注意：査証申請時の労働許可証取得の要否は認証機関により見解が異なる場合があります。



本ハンドブックに記載する情報は現時点では正確なものですが、ロシア入国管理法は常に頻繁に変更されるため、法的助言ではなく情報目的のみに利用されるべきであることにご注意ください。

## 本ハンドブックに関するお問い合わせ先

VISTA Foreign Business Support  
Trubnaya Str., 25/1, Moscow  
1270051, Russian Federation  
Phone +7 495 933 7822  
Fax +7 495 933 7823  
URL : <http://www.vfbs.ru>

コンタクト :  
**Timur Beslangurov**  
Managing Partner  
[tbis@vfbs.ru](mailto:tbis@vfbs.ru)

(株)ミナト国際コンサルティング  
104-0043 東京都中央区湊3丁目17番6号 和泉ビル5階  
電話 : 03- 3551- 5240  
URL : <http://www.minato-consulting.com>

コンタクト :  
**上村雅幸**  
代表取締役 公認会計士  
[masayuki@kamimura-kaikei.com](mailto:masayuki@kamimura-kaikei.com)